

平成 27 年 1 月 9 日

内閣サイバーセキュリティセンターの設置について

本日、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）が全面施行されるとともに、我が国におけるサイバーセキュリティの司令塔機能を担う組織として、内閣官房に内閣サイバーセキュリティセンター（NISC※）が設置されました。

※ National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity



[内閣サイバーセキュリティセンター発足式]



[内閣サイバーセキュリティセンター ロゴマーク]